


意見書

平成16年8月17日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 742-8714
住 所 柳井市南町一丁目1番10号
団 体 名 柳井市役所
代 表 者 柳井市長 河内山 哲朗
電子メール以 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し別紙のと
おり意見を提出します。

別紙

本市において開局・運用中の防災上必要な通信を行うことを目的としている地域防災無線（以下「無線局」という。）は、特に災害時において有線・携帯電話等が途絶した場合、欠くことのできない唯一の情報手段であり、この無線局は、市災害応急対策部、消防団及び防災関係機関に設置しており、災害発生時等にこの無線局を使用し情報伝達・情報収集を行うことにより災害発生の未然防止並びに拡大防止に大きく寄与しているところです。

よって、この無線局は、災害時において重要な役割を果たす無線局であり、この無線局に対する新たな電波利用の負担増は、消防防災体制の確立、維持に影響し後退させるものと考えますので、現行のとおり減免措置を切に要望します。



様式 1

意見書

平成16年8月11日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 御中

794-0043

えひめけん いまばりし みなみほうらいちょう

愛媛県今治市南宝来町2丁目1番地1

いまばりちくじむくみあいしょうぼうほんぶ

今治地区事務組合消防本部

しょうぼうちょう むらかみひでじろう

消防長 村上秀次郎

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり
意見を提出します。

消防救急無線は、電波利用料部会の論点にも上げられているとおり「国民の生命、身体、財産の保護」という消防の任務を遂行する上で必要不可欠な緊急非常時の通信手段であり、代替することのできない最も確実な情報の伝達方法である。

このような特質を有する消防無線に対して共益費用であれ使用料であれ、国が徴収することには矛盾を感じる場所である。

さらには、電波の有効利用から260MHz帯へのデジタル化を防災行政無線を含めて進めなければならず、その費用は膨大な額になり、地方交付税の削減など財源が減少しているなかで公共性の非常に高いこれら無線局に対して、後年度に渡って財政的負担を地方公共団体に強いる事は、デジタル化移行の計画にマイナス要因となることは避けられないと思われる。

消防無線のデジタル化は、全国消防長会で23年5月末までに前倒しして整備することが決議されるなど前向きな取組がなされており、全国の消防においてもこの議決に沿うべく努力がなされているところですが、このようななかで、1円の負担増も許されるものではないと考えております。



意見書

平成16年8月12日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 928-0392

(ふりがな) いしかわけんふげしぐんやなぎだむらあざやなぎだ
住所 石川県鳳至郡柳田村字柳田仁部54番地

(ふりがな) やなぎだむらやくぼそうむかちょう しんたに ひさもり
氏名 柳田村役場総務課長 新谷 久守

電話番号 [REDACTED]

電子メール [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、下記の通り意見を提出します。

記

電波利用料を含む電波法に基づくすべての費用負担を、免許人が都道府県、市町村、消防本部を含む地方公共団体、地方公営企業の場合には、国と同様に免除すべきである。

意見書



平成16年8月13日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

岩国市今津町6丁目2-24

岩国地区消防組合

管理者 井原 勝



「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し
別紙のとおり意見書を提出します。

別紙

当岩国地区消防組合は、山口県の東部に位置し人口約16万2千人、山口県総面積の約7分の1を占める882.17K㎡を有する、1市7町1村で構成された組合消防です。

現在、当組合では中継所2ヶ所、固定局11局、基地局11局、陸上移動局81局の無線局を活用し、広大な管轄エリア内における消防・救急・救助等の各種災害に対応しております。

消防の任務は住民の生命、身体及び財産の保護とあらゆる災害に因る被害を軽減することを目的としております。災害現場活動においては、緊急かつ確実な情報手段の確保が必要であり、消防救急無線は不可欠で最も重要な情報伝達手段です。

これらの無線局に対する新たな電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立、維持に莫大な影響を与えかつ後退させるものと考えます。さらに、電波有効利用のため、多額の経費を要する無線デジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担ともなります。

このようなことから現行のとおり特例措置を継続していただきますようお願い申し上げます。

様式1



意見書

平成16年 8 月 12 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

郵便番号 231-8588

(ふりがな) よこはましなかくにほんおどおり

住 所 横浜市中区日本大通1

(ふりがな) かながわけんぼうさいきょくさいがいたいさくかちょう

さかい としお

氏 名 神奈川県防災局災害対策課長

酒井 俊夫

電話番号

電子メールアドレス

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 大規模災害時においては、災害対策基本法に基づき県、市町村、防災関係機関が一体となって応急対策活動を実施することになるが、このような「国民の生命、身体、財産の保護」のための公共業務に電波を利用することから、防災行政無線については、現行どおり減免、若しくは、国と同様に電波利用料の適用除外とすべきである。
- また、国の施策として、防災行政無線をデジタル化し電波を有効利用するという取組みが進められているところであるが、減免措置の見直しによって電波利用料の額が増えたとすると、財政負担が増えるために、多大な費用を必要とするデジタル化が一層遅れるおそれがある。

別 添

意 見 書

平成16年(2004年) 8月13日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課 様

郵便番号 758-0041

住 所 萩市大字江向428番地の2

団 体 名 萩地区広域市町村圏組合消防

代表者氏名 萩地区消防長 山根 道生

電子メールアドレス



「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

- 1 消防救急活動において、人命の救助、財産の維持確保のためには、緊急かつ確実な情報伝達手段の確保が必要であり、消防救急無線は、欠くことのできない重要な情報伝達手段です。
- 2 上記の無線局は、公共かつ重要な無線局であり、これらの無線局に対する新たな電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立、維持に影響し後退させるものと考えますので、現行のとおり減免措置を切に要望します。



意見書

平成16年8月12日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 殿

〒 766-0003

香川県仲多度郡琴平町五条 313

仲多度南部消防組合

消防長 片山 隆



「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」
に関し、別紙のとおり意見書を提出します。

1. 電波法第 103 条の 2 第 6 項（地方公共団体が開設する無線局であつて、都道府県知事又は消防組織法第 9 条の規定により設けられる消防の機関が消防事務の用に供するもの）での消防救急無線は災害対応の非常通信であり、「国民の生命、身体、財産の保護」に係る緊急かつ重要な無線通信であることから、電波利用料の適用除外がなされている。これらの趣旨は尊重されるべきであり、地方公共団体等に新たな（電波利用料）財政負担を課すことは、住民にとって必要不可欠な行政サービスの低下を招く恐れがある。
2. 国の行政改革が進むなか地方交付税の削減等、地方自治体の財政事情は非常に厳しい状況下にあります。このような中、全国の消防機関は消防救急無線のデジタル化を進めており、デジタル化実現には多額の財政投資が必要であり、新たに電波利用料を求められる事は、デジタル化への取組みに及ぼす影響が大であり、デジタル化への遅れが懸念されます。
3. 電波法第 104 条の国等に対する適用除外は、国等から電波利用料を徴収したとしても、資金が国庫間で循環しているに過ぎず、事務の複雑化を招くのみで実益に乏しいと考えられたものであり、他の手数料制度についても同様と考えられております。地方自治体が使用する電波利用料徴収においても、国と同様な扱いを受けるべきであり、負担の公平性を欠くものではないと考えます。
4. 消防救急無線は、国民の生命、身体、財産の保護に係る公務上必要不可欠であり、無線以外に通信を代替する方法が無く、一般の経済活動とは異なり、電波利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブにはつながらないものと考えます。

以上のことから、従来どおり電波利用料減免措置の継続を強く望むものであります。

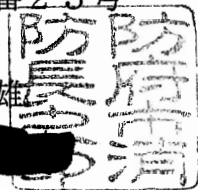


意見書

平成16年(2004年)8月12日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 747-0044
住 所 防府市佐波二丁目11番25号
団体名 防府市消防本部
代表者氏名 防府市消防長 山根徹雄
電子メールアドレス [REDACTED]



「電波有効利用政策研究会電波利用料部会最終報告書(案)」に関し別紙の
とおり意見を提出します。

別 紙

- 1 消防救急活動において、消防救急無線は災害対応の非常通信で「市民の生命、身体、財産の保護」に係る緊急かつ確実な情報伝達手段の確保が必要であり、消防救急無線は、欠くことのできない重要な情報伝達手段です。

この無線局に対する新たな電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立、維持に影響し後退させるものと考えますので、現行のとおり減免措置を切に要望します。

意見書

平成16年8月16日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

郵便番号	630-8145
(ふりがな)	ならしはちじょうごちようめ
住所	奈良市八条五丁目404番地の1
(ふりがな)	ならししょうぼうきょく
氏名	奈良市消防局
(ふりがな)	さがかつひこ
代表者氏名	佐賀勝彦
電話番号	
電子メールアドレス	

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制度見直しのための論点整理」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

現行の電波法第103条の2第6項では国、地方公共団体の扱いについては、電波利用料の徴収免除等の特例措置が設けられているが、「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会」報告書(案)において、「他の無線局免許人と同様に電波利用料を徴収すべきである」とされました。しかし、消防・警察等の重要通信や公共性のある放送局・アマチュア無線局、またそれとは別に携帯電話等の営利目的の無線局も関係なく徴収されるのは不公平だと思慮致します。電波利用料の徴収に関しましては、出力あるいは使用周波数帯を基礎にして無線局の利用実態に応じ(電波を営利目的に利用しているか否か、あるいは公共性が高いかどうか)考慮して頂きたい。電波とは、国民共有の資源であり、公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的としていることから、特定の電波利用者(営利目的)が排他的、占有的に利用するに当たって電波利用料を徴収されるのは妥当であると思慮致します。しかし、消防・警察等の重要通信は、国民の生命、身体及び財産の保護や災害に因る被害の軽減のために行われるものであります。受益者が国民である通信に関し、国民共有の資源である電波の利用に電波利用料を徴収されるのは不公平であると思慮致します。以上のことから、電波利用料の徴収免除等の特例措置を継続して頂けますようお願い申し上げます。

様式1

意見書

平成16年8月16日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中
郵便番号 460-8508

じゅうしょ なごやしなかくさんのまるさんちようめ1ばん1ごう
住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

しめい なごやししよぼうちよう たなか たつお
氏名 名古屋市消防長 田中 辰雄

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

注 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり
意見を提出します。

別紙

消防本部の無線は、割り当て周波数も必要最小限であり、かつ、消防業務に必要不可欠なものであることから、電波利用料の徴収が必ずしも電波の有効利用の誘引にはつながらない。うえ、地方公共団体では、厳しい財政事情にも関わらず電波有効利用のために多額の経費を必要とする消防救急無線のデジタル化への取り組みがなされている中、新たな財政負担を必要とする電波利用料が徴収された場合、デジタル化への移行が遅れることが懸念されることから、現行どおり、消防については電波利用料納付義務の適用除外としていただきたい。

様式1

意見書

平成16年8月16日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中
郵便番号 460-8508

じゅうしょ なごやしなかくさんのまるさんちようめ1ばん1ごう
住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

しめい あいちけんしょうぼうちようかいちよう たなか たつお
氏名 愛知県消防長会会長 田中 辰雄

電話番号 [REDACTED]

電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり
意見を提出します。

別紙

電波の有効利用が強く求められているのは電波の逼迫地域や逼迫帯域であることを勘案して、かつ、消防無線等の国民の生命、身体等の保護に係る高い公共性の認められる分野は、行政サービスの水準の維持が不可欠であることも踏まえれば、逼迫地域等で電波を使用する場合に限って、国や地方公共団体に一定の負担を求めることが、電波の有効利用にもつながり、他の免許人との公平性の観点からも必要ではないかとされていますが、国民の安全、安心に係る費用について地域格差が生じることは好ましくないこと、また、消防救急無線のデジタル化への移行は電波の有効利用につながることで考えられることから、現行どおり、消防については電波利用料納付義務の適用除外としていただきたい。

意見書

平成16年8月11日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

〒501-2113

ぎふけんやまがたしたかぎ

岐阜県山県市高木1291番地2

やまがたししょうぼうほんぶ

おかだたつお

山県市消防本部

消防長 岡田達雄

Tel

Eメールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

消防救急無線は、緊急時には必要不可欠な無線通信であることから、現行どおり電波利用料の適用除外とすべきだと思います。

意見書

平成16年8月16日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

(郵便番号) 〒 509-4256

(ふりがな) ぎふけんひだしふるかわちょうたかの
(住所) 岐阜県飛騨市古川町高野251-1

(ふりがな) ひだししょうぼうほんぶ
(名称) 飛騨市消防本部

(ふりがな) しょうぼうちょう かんべ ゆきお
(代表者名) 消防長 神戸 幸雄

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見書

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」
に関する意見について



消防無線の電波利用料減免措置は電波法「公共の福祉を増進する」の目的からも、また消防業務の特殊性に合致するものであり、直接住民への安全安心につながるもので、現状でも有効に機能しているものと思います。

近年の地方公共団体の財政状況は非常に厳しいものがあります。特例措置の廃止はこれに追い打ちを掛けるような負担となりますし、今年も合併により施設改善等に多額の負担をしたところです。今後もデジタル化への移行も考えなければなりません。

このことから、現状通りの特例の継続をお願いしたく意見を提出します。

意見書
平成16年8月16日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 862-0971
(ふりがな) くまもしとおおえ
住所 熊本市大江3丁目1-3
(ふりがな) くまもししょうぼうきょく
名称 熊本市消防局
(ふりがな) おだ かずほ
代表者名 小田 和穂
電話番号 
メールアドレス 

「電波有効利用政策研究会 電波利用量部会 最終報告書(案)」に関し、別紙
のとおり意見を提出します。

第6章第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防救急無線は、国民の身体、生命及び財産を保護することを目的とし使用されており、高い公共性により電波利用料は減免措置の対象となっているところで、地方公共団体から利用料を徴収することは、財政的負担を課し行政サービスの水準低下が危惧される。

消防機関の電波利用の受益者は国民であり、事業者の電波利用の受益者は事業者自身であることから、利用性質が異なり地方公共団体に財政的負担を課すこと自体不公平であり、利用料を徴収しても、無線以外に通信を代替する手段がないため、電波有効利用のインセンティブに繋がらないのではないかと考える。

また、消防救急無線においては、総務省総合通信基盤局からのデジタルナロー化への協力依頼から、地方公共団体の厳しい財政状況の中で、膨大な費用を投じ150MHz帯から260MHzへ移行しデジタル化を図ることとしている。このようなことから、地方公共団体等への取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月16日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 550-8566
(ふりがな) おおさかしにしくしんまち
住所 大阪市西区新町1丁目26番3号
氏名 大阪市消防局
(ふりがな) まえかわ だいえ
代表者 前川 大恵
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章 第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防・救急無線については、国民の生命、身体、財産の保護を目的として、市町村が設置し消防・救急活動に使用しているものであり、極めて高い公共性を有している。さらに、大規模災害時の消防・救急活動では、国、都道府県、市町村が一体となって活動することとなり、消防・救急無線は唯一の連絡手段として非常に重要となっています。

消防機関は、現状においても災害対応時に消防無線を必要最小限使用していることから、電波利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに繋がるものではないと思われるとともに、昨今の逼迫した地方財政を鑑みれば、減免措置を廃止することによる、消防サービスの水準低下も懸念されます。


また、電波有効利用に向けて消防・救急無線のデジタル化に取り組んでいる最中において、新たな財政負担を強いることはデジタル化への移行の遅れにも繋がるものではないかと考えられます。

したがって、現行どおり電波利用料徴収の適応除外としていただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月6日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 753-0089
住 所 山口市亀山町2番1号
団 体 名 山口地域消防組合
代表者氏名 消防長 徳田 泰弘
電子メールアドレス 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し別紙
のとおり意見を提出します。

意見書

平成16年8月16日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 560-0023

とよなかしおかかみのちょう
豊中市岡上の町一丁目8番24号

とよなかししょうぼうほんぶ
豊中市消防本部

しょうぼうちよう なかむら きよし
消防長 中村 清

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会電波利用料制部会最終報告書（案）」に
関し、別紙のとおり意見を提出します。

A 案：現行どおり減免を行う。

- 1 大規模災害時の消防救急活動では、国、都道府県、市町村が一体となって活動することとなるが、このような国民の安全確保を図る上での電波使用に国、都道府県、市町村の区別はできないのではないか。
- 2 消防救急無線は、災害対応の非常通信であり、「国民の生命、身体、財産の保護」に係る緊急、かつ重要な無線通信であることから、電波利用料の適用除外とすべきである。
- 3 消防救急無線については、現在、デジタル化に向けた投資を全国的に進めており、新たに電波利用料を課すことにより、こうした地方自治体の取り組みに影響を及ぼす。
- 4 消防救急無線については、公務に不可欠であり、無線以外に通信を代替する手段がないため、電波有効利用のインセンティブにはつながらない。

意見書

平成16年8月16日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課

御中

郵便番号 404-0037

住所 やまなしけんえんざんしかわだ
山梨県塩山市西広門田 385 番地

東山梨消防本部

消防長 たにざわ ひろお
谷沢 弘男



電話番号 [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書（案）」

に関し、別紙のとおり意見を提出します。

電波使用料制度の見直しについて

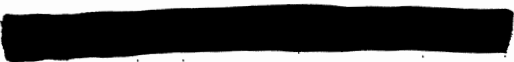
意見

消防無線の電波使用料の徴収について、アナログ通信の使用期限が平成28年5月までであることから、今後消防も早期にデジタル通信系に変換する必要があり、地方財政の逼迫する中莫大な経費がかかること、また、電波利用料減免措置の立法趣旨は国民の生命、身体等の保護に係る高い公共性がある事を鑑み、財政的な負担を課すことにより住民サービスの低下があってはならないことから発生したものであり、複雑多様化する現在社会において今後益々消防の行政サービスの水準の維持に努力していく必要があること、更に使用料の徴収に対し交付税等で対応することとなるのなら、徴収の実益に乏しいこと等から、今後においても現行どおり特例措置を継続していくことが良いと思います。

意見書

平成16年(2004年)8月14日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 759-4101
住 所 山口県長門市東深川1902番地の1
団 体 名 長門地区消防本部
代表者氏名 藤田良太
電子メールアドレス 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し別紙のとおり意見を提出します。

別紙

- 1 消防救急活動において、人命救助、財産の維持確保のためには、緊急かつ確実な情報伝達手段の確保が必要であり、消防救急無線は、欠くことのできない重要な情報伝達手段です。
- 2 上記の無線局は、公共かつ重要な無線局であり、この無線局に対する新たな電波利用料の負担は、消防防災体制の確立、維持に影響し後退させるものと考えますので、現行のとおり減免措置を切に要望します。

様式 1

意見書

平成 16 年 8 月 13 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 430-8652
(ふりがな) しずおかけんはままつしもとしろちょう
住所 静岡県浜松市元城町103-2
(ふりがな) はままつしちょう きたわき やすゆき
氏名 浜松市長 北脇 保之

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり
意見を提出します。

別紙

現在本市に整備されている消防救急無線は、日常的に使われている非常通信であり、その代替手段もありません。また、防災行政無線につきましては、その切迫性が指摘されている東海地震の強化地域に指定されている本市にとりまして、市民の生命・財産を守るために必要不可欠な施設です。

これらに対する電波利用料の徴収につきましては、逼迫する財政状況の中での新たな負担になるとともに、支払い手続き等の事務の負担にもつながります。

つきましては、消防救急無線及び防災行政無線の目的・公益性をご勘案いただき、今後とも現行どおりの免除並びに減免の措置をお執りいただくようお願いいたします。